平成２５年（フ）第９４号
静岡県伊東市富戸59番地の１　セイワマンション101号
債務者　長田かえで
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
埼玉県飯能市大字双柳784番地73
債務者　藤田　恵美
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７５号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地２―1309
債務者　小幡　富子
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４４号
群馬県安中市下秋間4760番地１
債務者　猪又　一子
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第６１号
群馬県富岡市中高瀬769番地１　オゼトワール高瀬Ｂ101
債務者　堀口　繁行
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２４８号
埼玉県川口市西青木１丁目19番18号　ハウス四季202号
債務者　猪狩　等勝
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
埼玉県川口市前川４丁目26番17号　コーラルハイツ202号、旧住所埼玉県川口市並木２丁目５番13―1201号　アクシーズタワー川口並木
債務者　野口　房雄
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
埼玉県蓮田市大字根金688番地１
債務者　杉山　浩二
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９３号
埼玉県川口市大字安行原1258番地　県営安行原住宅314号
債務者　宮内　和則
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
さいたま市見沼区大字大谷1974番地１　28―502
債務者　新野　順子
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
埼玉県志木市中宗岡１丁目15番18―104号、旧住所埼玉県志木市中宗岡５丁目18番５号コーポ関根202号
債務者　中溝　貴章
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
さいたま市見沼区東大宮２丁目49番地８　２―309
債務者　藤田　一幸
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
埼玉県草加市柳島町831番地１　エルシーハイツＢ201号室、住民票上の住所沖縄県那覇市首里久場川町２丁目96番地　久場川市営住宅２―603
債務者　島袋　博明
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
埼玉県越谷市大字下間久里939番地８
債務者　鈴木　京子
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
埼玉県坂戸市日の出町16番51―310号　アンビシャスプラザ坂戸
債務者　藤山恵二郎
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４３号
埼玉県狭山市鵜ノ木７番10号鵜ノ木台団地308号
債務者　小野　勝明
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４９号
埼玉県ふじみ野市桜ケ丘３丁目６番29号　ＧＫハイツ102
債務者　小松　譲二
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部